

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>二～六 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（<u>第二条第一項に規定する短期社債を除く。</u>）を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>二～六 （略）</p>